

義務教育費国庫負担制度の充実と教育関連予算の確保・拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方公共団体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するため、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。

令和３年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校で段階的に３５人学級が実施されておりますが、新型コロナウイルス感染症が５類感染症へ移行後も、子供たちへの影響は大きく、よりきめ細やかな教育が求められることから、少人数学級の実現と教職員の超過勤務・多忙化の解消が不可欠です。

また、全国的には要保護・準要保護率は緩やかな減少傾向にありますが、物価の高騰が続く中、保護対象世帯以外でも義務教育費の負担が増加しており、厳しい状況が続いております。

よって、国におかれましては、義務教育費国庫負担制度の充実と教育関連予算の確保・拡充を図られますよう下記のとおり強く要望いたします。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度の充実を図ること。
- 2 ３０人学級の実現に向け、計画的な教職員定数の増加を早期実現するために必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 3 物価高騰が続く中、保護対象世帯以外でも義務教育に係る費用の負担は大きく、保護者負担の軽減や解消に予算の確保・拡充を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和５年６月２３日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣